

自己申告および家族申告プログラム導入マニュアル補足資料 「家族申告プログラム(⑥同意書なし)の運用に関する留意点」

家族申告プログラム助言機関より、プログラム運用上の懸念事項について意見がありましたので、「自己申告および家族申告プログラム導入マニュアル」の補足資料として、本文書を作成いたしました。

「家族申告プログラム (⑥同意書なし)」の運用に関しては、以下の点にご留意ください。

1. 「ぱちんこ遊技へののめり込みによる家庭生活への支障が客観的に説明できる書類」(以下、生活支障書類)で受付を行う際の注意

① 本書類が家族申告プログラムの申込みを目的として提出されることを本人が承諾しているか。

本プログラムは、同意書なしプログラムですが、本人のプライバシーに関わる書類の取り扱いには、本人の承諾が必要です。本人の承諾なく、不正に入手して提出された書類では証拠になり得ません。また、提出先を偽るなどの方法で入手した場合も同様です。十分にご理解いただってください。

また、「生活支障書類」の受け取り、コピー保管で、トラブルのリスクが高まる可能性がありますので、その場で確認し、一切預からず返却するようにしてください。

② 「生活支障書類」ではなく、別紙「家計全体の状況」(申込者作成)での受付を推奨する。

上記の通り、本人名義の生活支障書類については、開封・提出に本人の承諾が必要であり、家族であっても無断で取り扱うことはできません。そこで、本文書別紙の「家計全体の状況」書類を申込者に作成いただくことを推奨いたします。なお、家族申告プログラム助言機関に相談を申し込まれる場合は、必ず「家計全体の状況」書類を添付して申込みいただくようお願いいたします。

2. 家族申告プログラム(同意書なし)の解除条件について

本プログラムの解除条件は、原則、申込みをした家族に限ります。ただし、以下のような場合には例外と考えられます。

① 診断書による申込みについて、申込時の診断書と同一の医師より「入店制限は一定程度でよい」、「回復が見られるため入店制限は必要ない」等、入店制限の必要性に関する診断書が新たに発行された場合。(※ただし、申込時の診断書と同一の医師、医療機関に限る。)

② 離婚などにより申込者と本人が家族ではなくなった場合。

以上のような場合には、申し出が誰かに関わらずプログラムの解除が必要と考えられますが、あくまで一例ですので、判断に迷う場合は、所属のホール関連団体にご相談ください。

3. 申込受付後、本人にプログラム開始を通知することについてのご注意

本プログラムは、申込者からの申込み受付後、本人に「家族申告プログラム(⑥入店制限)開始に係る意見書」を同封したプログラム開始通知を行います。この通知は、必ず「本人限定受取郵便」を使用して送付してください。本人の全く知らないところで、プログラムが開始され、入店を制限されることでトラブルに繋がる可能性があります。このトラブルを回避するためにも、本人がプログラムの開始を知っており、そのことについて意見をする機会があったということを必ず担保するようにしてください。

4. 申込書類や申込者および本人の情報について

本プログラムの申込みに関わる情報は、個人情報かつ申込者や本人の家庭生活に関わる重要なプライバシー情報です。万が一、申込者からの相談内容が、ホールスタッフ間に流出するようなことがあれば、大きなトラブルに発展することが考えられます。対応は、役職者や安心パチンコ・パチスロアドバイザー資格者に限るなど、十分にリスクを考えて管理できる方が行うよう徹底をお願いいたします。また、申込書等は施錠できる場所で厳重に管理いただきますようご注意ください。

以上